

地震・大雨への 擁壁・がけの 備えのすすめ

助成対象者・助成金額を拡充しました！

令和
7年度
版

新宿区擁壁及びがけ安全化対策支援事業のご案内



新宿区都市計画部建築指導課

新宿区は平坦な部分と武蔵野台地を刻む谷の部分からなり、ほぼ南から北へ低くなっていく階段状の地形を有していることから、1.5メートル以上の高低差がある擁壁やがけが数多く存在しています。

近年、国内では地震・大雨によるがけ崩れが多発し、区内でもがけ崩れが発生しています。自らの生命を守るため、まちの状況を知り、災害に備えましょう。



東日本大震災で
崩壊した新宿区内の擁壁

目 次

1 区内における擁壁・がけ P2

- ①区内の擁壁・がけの状況について…………… P2
- ②土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について…………… P2
- ③ハザードマップについて…………… P2

2 擁壁の安全性をチェックしてみましょう P3～5

- ①擁壁の種類…………… P3
- ②擁壁チェックリスト…………… P4
- ③診断結果の確認…………… P5

3 安全化対策の種類 P6

4 擁壁・がけの安全化対策に関する支援制度 P7～13

- ①擁壁コンサルタント派遣…………… P8
- ②土砂災害アドバイザー派遣…………… P9
- ③築造工事費助成…………… P10
- ④土砂災害対策工事費助成…………… P11
- ⑤築造工事費助成・土砂災害対策工事費助成の申請の流れ… P12
- ⑥様式のダウンロード等…………… P14

1 区内における擁壁・がけ

①区内の擁壁・がけの状況について

1.5m以上の擁壁・がけの状態	健全	やや不健全	不健全	合計
件数(割合)	2,248件(67.8%)	781件(23.5%)	288件(8.7%)	3,317件

新宿区点検調査より(平成21～23年度、平成28年度、令和元年度 実施)

②土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について

土砂災害は地震や大雨などがきっかけで、擁壁・がけが崩れたり、崩れた土砂が雨水等と混じって流れてきたりすることによって人命が奪われたり、建築物を押しつぶしたりする災害です。

区内には、土砂災害のうち、がけ崩れが発生するおそれのある場所として、土砂災害防止法(正式名称:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(あわせて土砂災害警戒区域等)が指定されています。ご自宅の周囲にこれらの区域がないか確認し、地震のゆれや何日も続く長雨、短時間に強く降る集中豪雨などの際は、注意しましょう。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)区内54箇所

急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

※指定基準

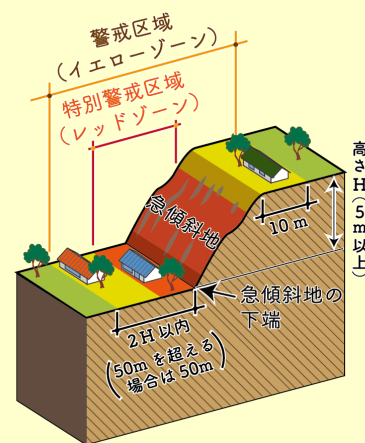
- 高低差が5m以上かつ傾斜度が30度以上の急傾斜地
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)区内33箇所

急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損傷が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

※指定基準

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動などにより建築物に加わる力が、住民等の生命または身体に著しい危害を生じさせる損傷を与えるレベルを上回る区域



区域の詳しい位置を調べる際は、東京都土砂災害警戒区域等マップをご利用ください。(右図の二次元バーコードからマップサイトにアクセスできます)

【URL】

<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>



③ハザードマップについて

「新宿区がけ・擁壁ハザードマップ」では、上記のがけ・擁壁の位置、土砂災害警戒区域等のほか、急傾斜地崩壊危険区域、大規模盛土造成地、液状化の可能性のある地域を掲載しています。

マップは建築指導課(本庁舎 8階)、危機管理課(本庁舎 4階)、区政情報センター(本庁舎 1階)、各特別出張所で配布しているほか、区ホームページでもご覧いただけます(P14参照)。

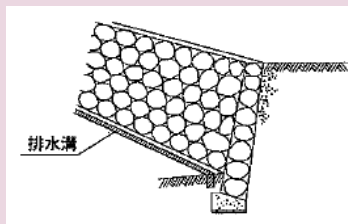
2 擁壁の安全性をチェックしてみましょう

① 擁壁の種類

擁壁のタイプはどれに当てはまりますか？

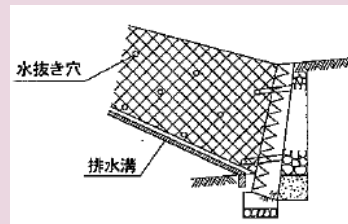
◆空石積み擁壁

石を積み重ねただけ等、コンクリートと一体化していない擁壁（野面石積み、玉石積み等を含む）



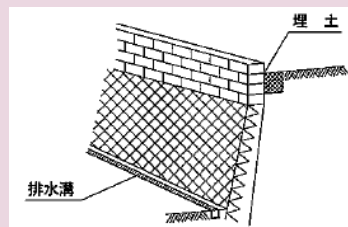
◆練石積み・コンクリートブロック積み擁壁

擁壁の裏側がコンクリートで固められている擁壁



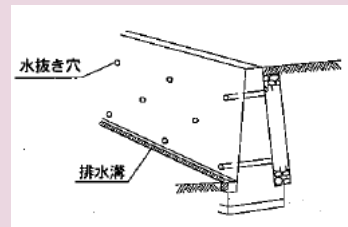
◆増積み擁壁

ブロック等で継ぎ足してつくられた擁壁



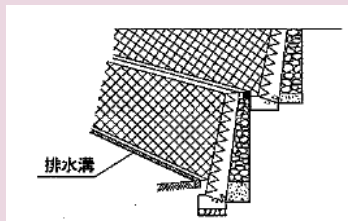
◆重力式コンクリート擁壁

構造物の自重によって背面の土の圧力を支えている擁壁



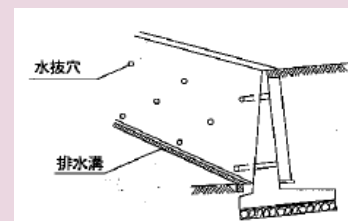
◆二段擁壁

擁壁のすぐ上に別の擁壁が設けられているもの



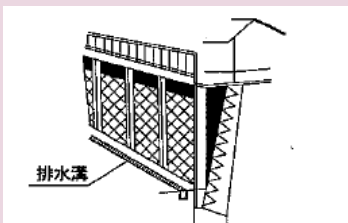
◆鉄筋コンクリート擁壁

L型や逆T字型等、鉄筋コンクリート製の壁体と底版からできている擁壁



◆張出し床版付擁壁

擁壁の上部に床版を張り出して設けてあるもの



4ページのチェックリストに沿ってチェックしてみましょう。

本来、宅地の擁壁として適さないものです。
現在変状が無い場合でも、構造上の問題について専門家に相談することをおすすめします。
さらに変状が見られる場合は、危険な状態ですので早急な対応が必要です。

5ページで診断結果を確認しましょう。

出典：「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」
(国土交通省)

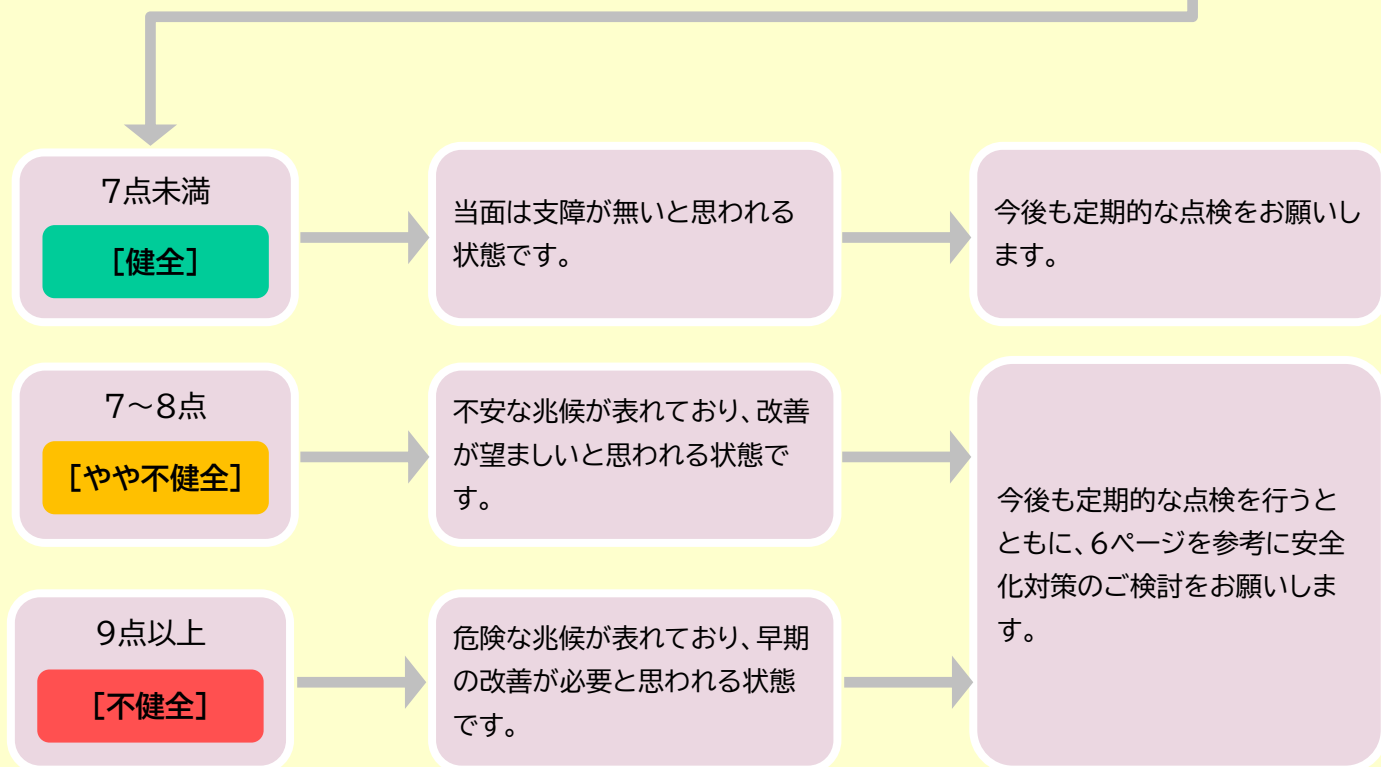
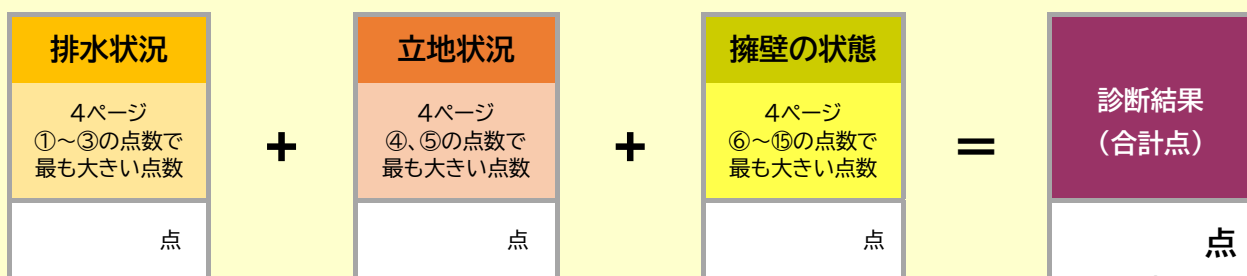
②擁壁チェックリスト

評価項目		影響小		影響中		影響大		最大得点
排水状況	①水抜き穴の状況	0	内径75mm程度の水抜き穴が3m ² 当たり1箇所程度以上設けられている。	1.0	水抜き穴はあるが径が小さい、数が少ないあるいは穴が詰まっている。	2.0	水抜き穴がほとんどなく、水が抜けにくい状況である。	①～③の点数で最も大きい点数 点
	②湧水の状況	0	擁壁表面が乾いている。	0.5	擁壁表面が湿っている。	1.0	擁壁表面に常に水がしみ出し、流出している。	
	③擁壁上下の地盤状況	0	宅盤がコンクリート等不透水層で覆われていて、排水溝・排水管に接続されていて良好な状態である。	1.0	宅盤は浸透性の土で、表面に地割れ、または窪地がある。あるいは、排水施設が不十分である。	2.0	宅盤は浸透性の土で、流水等により地盤が陥没していて、排水施設もない。	
立地状況	④植栽等の状況	0	擁壁上部は草地やセメント吹付け等により安全対策がなされている。	1.0	擁壁上部に樹木等があり、幹・枝や根が擁壁本体に影響を及ぼしている可能性がある。	2.0	擁壁上部に樹木等があり、幹・枝や根が擁壁本体に影響を与えている。土が露出している。	④、⑤の点数で最も大きい点数 点
	⑤擁壁上下の建築物近接状況	0	擁壁や斜面から離れた位置に建築物が立地している。	1.0	擁壁や斜面に近い場所に建築物が立地しており、③または④による影響を受けている可能性がある。	2.0	擁壁や斜面に近い場所に建築物が立地しており、③または④による影響を受けている。	
擁壁の状態 ※一部の項目では、擁壁の種類によって点数が2段階表記されています。	⑥擁壁の高さ H 角度 θ	[A]0 [B]－	(1) $H \leq 3m, \theta \leq 75^\circ$ (2) $3m < H \leq 4m, \theta \leq 70^\circ$ (3) $4m < H \leq 5m, \theta \leq 65^\circ$ (4) $5m < H, \theta \leq 60^\circ$	[A]2.0 [B]－	(1) $H \leq 3m, 75^\circ < \theta \leq 80^\circ$ (2) $3m < H \leq 4m, 70^\circ < \theta \leq 80^\circ$ (3) $4m < H \leq 5m, 65^\circ < \theta \leq 75^\circ$ (4) $5m < H, 60^\circ < \theta \leq 70^\circ$	[A]4.0 [B]－	(1) $H \leq 3m, 80^\circ < \theta$ (2) $3m < H \leq 4m, 80^\circ < \theta$ (3) $4m < H \leq 5m, 75^\circ < \theta$ (4) $5m < H, 70^\circ < \theta$	⑥～⑯の点数で最も大きい点数 点
	⑦横方向のクラック(亀裂)	0	擁壁表面に横クラックなし。	[A]4.0 [B]3.0	擁壁表面に横クラックあり。 [A]1mm～20mm [B]1mm～5mm	[A]6.5 [B]5.5	擁壁表面に横クラックあり。 [A]20mm以上 [B]5mm以上	
	⑧縦斜め方向のクラック(亀裂)	0	表面に縦、斜めクラックなし。	[A]2.5 [B]1.5	表面に縦、斜めクラックあり。 [A]1mm～20mm [B]1mm～5mm	[A]5.0 [B]4.0	表面に縦、斜めクラックあり。あるいは、クラック左右でずれが生じている。 [A]20mm以上 [B]5mm以上	
	⑨出隅部のクラック(亀裂)	0	出隅部(コーナー部)に縦、斜めクラックなし。	[A]3.0 [B]2.0	出隅部に縦、斜めクラックあり。 [A]1mm～20mm [B]1mm～5mm	[A]5.5 [B]4.5	出隅部に縦斜めクラックあり。あるいは、クラック左右でずれが生じている。 [A]20mm以上 [B]5mm以上	
	⑩伸縮目地部分等のずれ	0	伸縮目地部分等にずれはない。	[A]3.5 [B]2.5	伸縮目地部分等が少しずれている。【20mm未満】	[A]6.0 [B]5.0	伸縮目地部分等がかなりずれている。【20mm以上】	
	⑪不同沈下	0	不同沈下はない。	[A]4.5 [B]3.5	不同沈下が少しある。【20mm未満】	[A]7.0 [B]6.0	不同沈下がかなりある。【20mm以上】	
	⑫出隅部角のずれ・開き	0	出隅部(コーナー部)に異常はない。	[A]4.5 [B]3.5	出隅部が少しずれ、または開いている。【20mm未満】	[A]7.0 [B]6.0	出隅部がかなりずれ、または開いている。【20mm以上】	
	⑬擁壁表面のふくらみ	0	擁壁表面の一部がふくらんだり等の異常はない。	[A]5.0 [B]4.0	擁壁表面が一部ふくらんでいる。	[A]8.0 [B]7.0	擁壁表面が広範囲にふくらんでいる。あるいは一部の積石(間知石・間知ブロック)に抜け落ち箇所がある。	
	⑭擁壁面の傾斜・損傷	0	擁壁面に傾斜、損傷はない。	[A]5.5 [B]4.5	擁壁面が、横クラック部を境に傾斜(前傾または後傾)している。	[A]9.0 [B]8.0	擁壁面が、全体に横クラック部を境にかなり傾斜(前傾または後傾)し、かつ途中に損傷がみられる。	
	⑮鉄筋の腐食等	[A]－ [B]0	擁壁表面及び側面に鉄筋腐食によるクラック、ふくれ、あるいは錆汁等は見受けられない。	[A]－ [B]5.0	擁壁表面及び側面に鉄筋腐食によるクラック、ふくれ、あるいは錆汁等が部分的に見受けられる。	[A]－ [B]8.0	擁壁表面及び側面に広範囲に鉄筋腐食によるクラック、ふくれ、コンクリートの剥離あるいは錆汁等が見受けられる。	

【点数が2段階表記されている欄の取扱について】 擁壁の種類に応じて点数が異なります。
[A]練石積み・コンクリートブロック積み擁壁
[B]重力式コンクリート擁壁、鉄筋コンクリート擁壁

5ページの
「③診断結果の確認」へ

③ 診断結果の確認



新宿区では、擁壁及びがけ安全化対策支援事業を行っています。
詳しくは7～13ページをご参照ください。

擁壁の設計者をお探しの方は、下記団体などにお問い合わせください。

- 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 新宿支部
Tel:(03)6380-0275 Fax:(03)6380-0276(窓口対応時間:月・水・金 13:00～17:00)
- 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 JSCA東京
【URL】<https://www.jsca-tokyo.net/>

地盤についてご相談先をお探しの方は、下記のお問い合わせフォームなどをご利用ください。

- 一般社団法人 地盤品質判定士会「宅地の地盤相談」コーナー
【URL】<https://hanteishi.org/contact/soudan/>



3 安全化対策の種類

擁壁・がけの安全化対策として、目的に応じ以下の種類があります。

築造工事

建築基準法施行令第142条に定められた基準に適合する、擁壁の新設または造り替え工事

※高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。

※ご計画の内容によっては建築基準法に基づく確認申請の手続きではなく、都市計画法や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可が必要な場合があります。詳しくは新宿区都市計画部建築調整課(03-5273-4268)までお問い合わせください。

築造工事費の一部を区が助成する事業を行っています。詳しくは10ページをご参照ください。

例① 鉄筋コンクリート擁壁

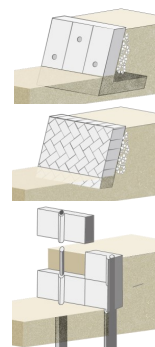
T型やL型の断面形状のコンクリートを設置することにより土圧を支える方法

例② 練石積み擁壁

石・コンクリートブロック等を組んで積むことにより土圧を支える方法

例③ 自立式擁壁

地面に垂直に立てた鋼管杭にコンクリート製のパネルをはめることで土圧を支える方法



補強工事

がけの地表面等に対策を施し、既存の擁壁等の強度を高めることを主な目的とした工事

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事費の一部を区が助成する事業を行っています。詳しくは11ページをご参照ください。

例① アンカー(鉄筋)の打ち付け

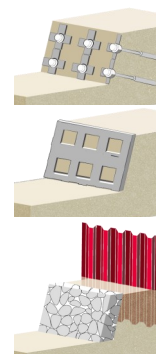
擁壁や斜面に杭(アンカー)を打ち込み、斜面の崩壊を防ぐ方法

例② 鉄筋コンクリート枠の設置

斜面に沿ってコンクリート枠を格子状に打設し、斜面の崩壊を防ぐ方法

例③ 鋼矢板の設置

既存の擁壁やがけの裏の自然斜面に鋼矢板を打ち込み、斜面の崩壊を防ぐ方法



補修工事

擁壁の劣化・風化等を防ぎ、変状の進行防止を目的とした工事 ※助成対象外

例① モルタル塗り (ひびが生じた場所等にモルタルを塗り、風化が進まないようにする方法)

例② 水抜き穴の設置 (擁壁に水抜き穴を設け、土砂に水が溜まらないようにする方法)

例③ 排水施設の設置 (がけ上の部分をコンクリート敷にする、がけ下にU字溝を設置する等、雨水が土砂に浸透しないようにする方法)

4 擁壁・がけの安全化対策に関する支援制度

新宿区では、高さ1.5m以上の擁壁・がけや、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（あわせて土砂災害警戒区域等）に対し、擁壁及びがけ安全化対策支援事業を行っています。



築造工事の検討をしたいが、何から始めればよいのか分からない…

築造工事の検討をする上で、工事の種類やおおよその工事費について知りたい…

① 擁壁コンサルタント派遣

高さ1.5m以上の擁壁の築造工事を検討されている方へ、専門家を無料で派遣します

8ページ参照



敷地が土砂災害警戒区域等内にあるが、安全化対策の方法やおおよその工事費等について知りたい…

② 土砂災害アドバイザー派遣

土砂災害警戒区域等内の安全化対策を検討されている方へ、専門家を無料で派遣します

9ページ参照



擁壁の築造工事を行う予定であるが、助成制度はないか…？

③ 築造工事費助成

高さ1.5m以上の擁壁の築造工事について、費用の一部を助成します

10ページ参照

令和7年度より 対象者・金額 を拡充！



土砂災害対策工事を行う予定であるが、助成制度はないか…？

④ 土砂災害対策工事費助成

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる工事について、費用の一部を助成します

11ページ参照

令和7年度より 対象者 を拡充！

年度別実績件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
擁壁コンサルタント派遣	1	3	5	1	1	1	1	6	8	8	6	5	6	52
土砂災害アドバイザー派遣	(H29年度より開始)					0	1	1	3	3	2	2	0	12
築造工事費助成	1	1	0	1	0	1	1	2	1	3	1	3	3	18
土砂災害対策工事費助成	(R5年度より開始)											3	0	3

①擁壁コンサルタント派遣

申請受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日

新宿区内で高さが1.5m以上ある擁壁の築造（新設または造り替え）を検討されている方へ、築造計画案の提案等を行うコンサルタントを無料で派遣します。

対象者	高さが1.5m以上の擁壁等がある敷地において、安全な擁壁の築造工事を検討している以下の者 ●所有者、所有者の承諾を得た者 ●擁壁等を複数の者で共有する場合は、共有者全員の同意により代表者として選任された者 ●区分所有法の適用を受ける建築物の敷地にある場合は、管理組合の代表者または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
申込に必要な書類	●擁壁コンサルタント派遣申込書（第1号様式） ●案内図 ●土地の全部または一部を所有していることが分かる書類（登記事項証明書の場合は3か月以内に発行されたものに限る） ●擁壁等を複数の者で共有する場合 ・共有者全員の同意により代表者として選任された者であることを証する書類 ●擁壁等が区分所有法の適用を受ける建築物の敷地にある場合（以下のいずれか） ・管理組合の代表者であることを確認できる書類の写し ・持分の合計が過半となる共有者の承諾を得ていることを証する書類の写し ●所有者の承諾を得て築造工事を検討している者が申請する場合 ・擁壁の築造工事に関する所有者の承諾書

報告書の記載内容

① 現地調査の結果

擁壁・がけの形状や状態に加え、隣接する建築物等の有無など周囲の環境を記録します。

② 申請者等へのヒアリング結果

申請者等にヒアリングを実施し、築造工事に向けた留意点などの助言を記録します。

③ 築造計画案の提案

①と②を踏まえ、築造案を提案します。
また、工事する際の課題を抽出します。

④ 補修案の提案

築造計画案とは別に、風化や劣化などを防ぐために施すべき補修案を提案します。

⑤ 築造工事の概算工事費の算出

公共工事の単価表を基に、③の案で工事を行う際の直接工事費の概算額を算出します。

※間接経費及び一部の工法についてはメーカーによって異なるため算出できません。

申込から報告書受け取りまでの流れ

事前相談（窓口、電話等）



擁壁コンサルタント派遣申込



擁壁コンサルタントからの連絡・日程調整



擁壁コンサルタント派遣の実施



報告書の受け取り



調査イメージ

②土砂災害アドバイザー派遣

申請受付期間：令和7年4月1日～令和7年11月28日

新宿区内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）について、安全化対策の提案等を行うアドバイザーを無料で派遣します。

対象区域	土砂災害防止法に基づき、東京都知事が指定した土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域の内容については2ページをご参照ください）
対象者	土砂災害警戒区域等の安全化対策を検討している以下の者 ●土砂災害警戒区域等に存する敷地または建築物の全部または一部を所有する者、または所有者の承諾を得た者 ●土砂災害警戒区域等に、区分所有法の適用を受ける建築物が存する場合は、管理組合の代表者または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
申込に必要な書類	●土砂災害警戒区域等の専門技術者派遣申込書（第1号様式）

報告書の記載内容

① 現地調査の結果

擁壁・がけの形状や状態に加え、隣接する建築物等の有無など周囲の環境を記録します。

② 所有者等へのヒアリング結果

区域内の所有者等にヒアリングを実施し、対策工事に向けた意向等を記録します。

③ 安全化対策工事案の検討

①と②の結果を踏まえ、区域の指定解除に向けた安全化対策工事案を複数検討します。

④ 概算工事費の積算

公共工事の単価表を基に、③で検討した工事を行う際の直接工事費概算額を算出します。

※間接経費及び一部の工法については、メーカーによって異なるため算出できません。

⑤ 安全化対策工事案の提案

①～④を踏まえて、条件に適した安全化対策工事を提案します。

申込から報告書受け取りまでの流れ

事前相談（窓口、電話等）



土砂災害アドバイザー派遣申込



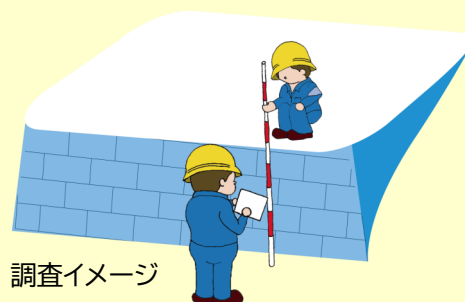
調査日時の日程調整



土砂災害アドバイザー派遣の実施



報告書の受け取り



調査イメージ



③ 築造工事費助成

申請受付期間：令和7年4月1日～令和7年10月31日

高さ1.5m以上の擁壁の築造工事を行う予定の方に対し、費用の一部を助成します。

対象となる 擁壁	築造工事を実施する擁壁の高さが1.5m以上であり、かつ工事前の状態が自然がけ、空石積み擁壁、劣化が著しい擁壁等であること ※建築物の外壁を擁壁として兼用させる場合または新たに生じたがけ部分に対して建築物の部分と擁壁を兼用させる築造工事は除きます
対象者	● 擁壁の所有者である個人または法人（法人の場合は「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」第2条第2項各号の規定に該当する者以外に限る） ● 擁壁を複数の者が共有する場合、共有者全員の同意により管理者として選任された者 ● 擁壁の所有者の承諾を得て築造工事を行う者（所有者の親族または借地権者に限る） ● 築造する擁壁が区分所有法の適用を受ける建築物の敷地にある場合、区分所有者の集会の決議により選任された者または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者
対象となる 築造工事	建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法及び都市計画法並びに東京都建築安全条例に定める基準に適合する工事
助成金額	助成対象工事費の2/3 〔 上限額 ● 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内：3,500万円 ● 上記以外：1,500万円 〕

令和7年4月より、助成対象者・助成金額を拡充しました！

● 法人の助成対象者について、大企業者以外のすべての法人を対象とします

● 助成金額の助成率、上限額を引き上げます

【助成率】擁壁の位置・高さに応じ1/3～2/3 ➡ 一律 **2/3**

【助成金額】最大100万円～1,200万円 ➡ 土砂災害警戒区域等内 最大**3,500**万円
土砂災害警戒区域等外 最大**1,500**万円

※予算には限りがありますので、お早めにご相談ください。



助成に関する注意事項は13ページをご参照ください。

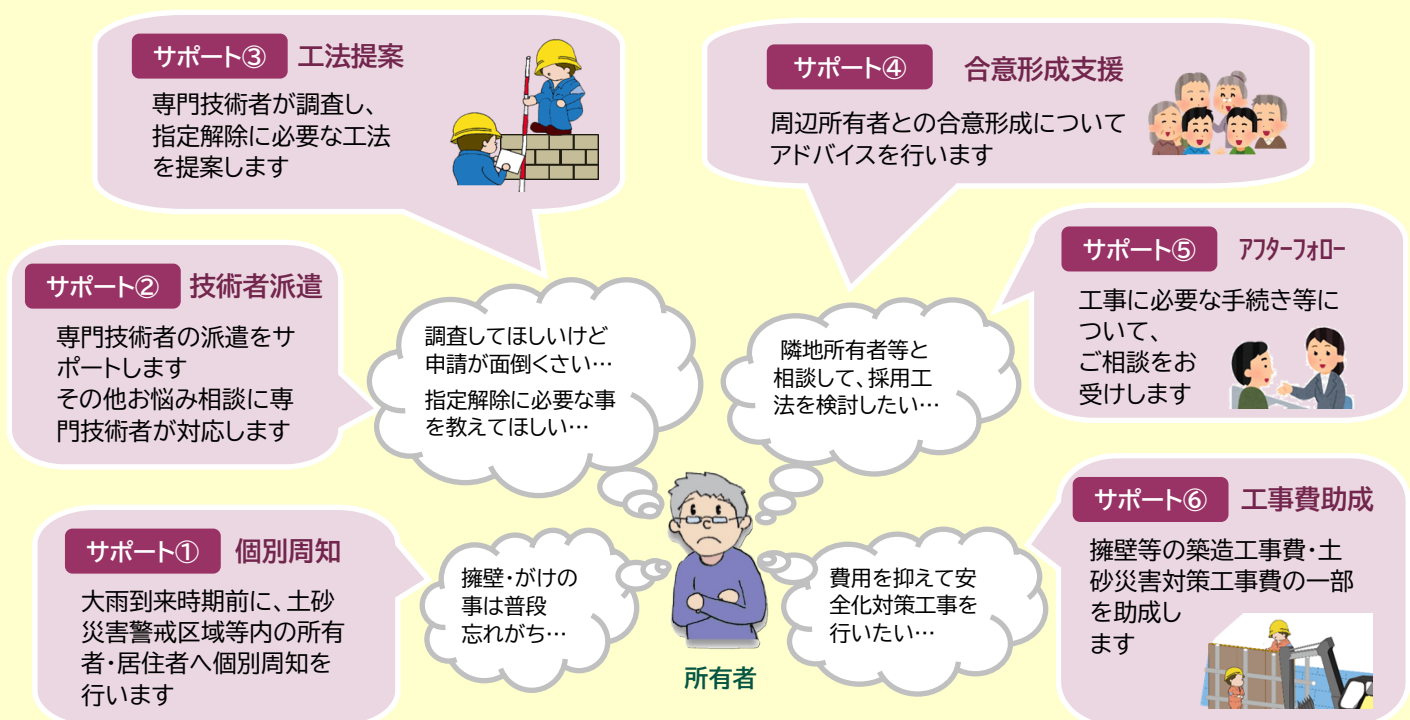
④土砂災害対策工事費助成

申請受付期間：令和7年4月1日～令和7年10月31日

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対し、費用の一部を助成します。

対象となる 擁壁	土砂災害警戒区域等内に存する擁壁及びがけ
対象者	●擁壁の所有者である個人または法人(法人の場合は「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」第2条第2項各号の規定に該当する者以外に限る) ●擁壁を複数の者が共有する場合、共有者全員の同意により管理者として選任された者 ●擁壁の所有者の承諾を得て築造工事を行う者(所有者の親族または借地権者に限る) ●築造する擁壁が区分所有法の適用を受ける建築物の敷地にある場合、区分所有者の集会の決議により選任された者または持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者 ●土砂災害対策工事を行う土砂災害警戒区域等内の土地所有者
対象となる 土砂災害 対策工事	「土砂災害防止法特定開発行為に係る技術指針(東京都)」に準拠した設計による工事で、土砂災害特別警戒区域の全部または一部の区域の指定の解除が見込まれる工事 ※土砂災害警戒区域等の指定解除には、計画時と工事終了時に東京都との協議が必要です。 詳しくは下記までお問い合わせください。 東京都 建設局 河川部 計画課 土砂災害対策担当 TEL 03-5320-5394 FAX 03-5388-1533
助成金額	助成対象工事費の2/3(上限額1,200万円)

土砂災害警戒区域等内について、各段階で生じるお困りごとに対し伴走型支援を行っています



⑤ 築造工事費助成・土砂災害対策工事費助成の申請の流れ



本事業は年度単位(4月1日から翌年3月31日まで)の事業です。助成金交付申請日と同じ年度内に工事及び支払い手続きを完了できるようにお願いします。
(工事契約日と工事完了日が別の年度になる場合は事前にご相談ください。)

手続1

事前相談(助成対象要件の確認)

- ・築造工事等を行う擁壁について資料(図面、写真等)を持参のうえ助成対象となるかを区にご相談ください。
- ・新宿区が、現地調査等により助成対象要件に適合するかの確認を行います。



手続2

助成金交付申請(助成金交付の決定)

- ・助成金交付申請書に必要な書類を添付してご提出ください。
- ・新宿区が内容を審査した上で、交付の可否を決定し、通知を行います。

工事契約の締結

- ・交付決定通知を受けた後に、擁壁の築造等を行う工事施工者と工事契約の締結を行ってください。

※交付決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。



工事の実施

計画内容に
変更が
生じた場合

計画内容
のまま
工事が
完了した
場合

手続3

申請内容の変更(助成金変更交付の決定)

※必要に応じて

- ・申請内容を変更する際は、事前に新宿区へご相談ください。
- ・内容によっては、新宿区へ助成金の変更申請が必要になります。

手続4

工事完了報告書の提出(助成金額の確定)

- ・工事が完了したら、工事完了報告書をご提出ください。
- ・新宿区が内容を審査した上で、助成金額の確定の通知を行います。

手続5

助成金の請求(助成金の交付)

- ・助成金額の確定の通知を受理後、助成金交付請求書をご提出ください。
- ・新宿区が内容を審査した上で、助成金を交付します。

※申請者から委託を受けた工事施工者に直接助成金を支払う「委任払い制度」も利用できます。
詳しくはお問い合わせください。



築造工事費助成・土砂災害対策工事費助成に関する注意事項

- 助成金の受付については、予算の範囲内に限ります。受付期間内であっても募集を終了することがありますので、助成をお考えの方はお早めにご相談ください。
- 助成金交付申請日と同じ年度内に、工事及び助成金の請求・交付手続きまでを完了していただく必要があります。そのため、**工事完了報告書の提出は令和8年2月13日(金)まで**にお願いします。
- 工事契約は、必ず助成金の交付決定通知後に行ってください。交付決定通知を受ける前に工事契約をすると助成金を受けられません。
- やむを得ず、助成対象工事が複数年度にわたる場合は、初年度における助成金交付申請を行う前に、全体設計承認の申請を行う必要がありますので、事前に担当までご相談ください(助成金交付の申請は年度ごとになりますので、全体設計の承認をもって次年度以降の助成額の交付を約束するものではありません。)

よくあるご質問

Q1 所有する敷地が土砂災害特別警戒区域内にありますが、建築するにあたり何か制限はありますか。

A1 土砂災害特別警戒区域内においては、特定開発行為(住宅宅地分譲や社会福祉施設等の要配慮者利用施設を予定建築物とする開発行為)に対する許可制度や、居室を有する建築物を建築する場合の構造規制等の制限があります。

Q2 擁壁の工事を行った後に区の助成制度があることを知りました。助成金は出ますか。

A2 助成制度のご利用は、工事を行う前(工事契約前)に助成金の交付決定通知を受ける必要があります。このため、工事中及び工事終了後の擁壁について助成金の申請はできません。

Q3 工事費助成の事前相談ではどのような準備が必要ですか。

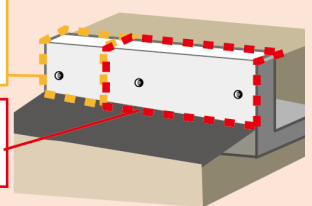
A3 まず専門家等に相談し、申請に向けた計画案を固めたり、施工業者の検討等を行ってください。2mを超える擁壁の場合は申請時に建築基準法に基づく工作物の確認済証の写しの添付が必要です。また助成金の交付決定通知を受ける前に施工業者と契約すると助成金が受けられなくなりますのでご注意ください。

Q4 擁壁が低いところで1m、高いところで2.5mあります。擁壁は構造的に一体であることから、擁壁全体が助成対象となりますか。

A4 助成対象工事費は高さ1.5m以上の擁壁を設置することに要する費用から算出します。右図の場合、の部分が助成対象となります。

【助成対象外】
高低差 1.5m 未満の擁壁
の設置に要する費用

【助成対象】
高低差 1.5m 以上の擁壁
の設置に要する費用



Q5 大谷石で造られた既存擁壁の表面にコンクリートを打設し、新たな擁壁を造ろうと考えています。こうした工事は助成金の対象となりますか。

A5 土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込める補強工事は対象となりますが、それ以外の補強工事や補修工事は助成金の対象外です。

Q6 擁壁築造工事に伴い、樹木の伐採や目隠しフェンスの撤去を行います。樹木の伐採やフェンスの撤去費用は助成金の対象となりますか。

A6 対象外です。
なお、既存の擁壁を解体する費用は助成対象となります。

新宿区ホームページ

「擁壁・がけの安全化の総合的な支援のご案内」

擁壁・がけに関する支援事業の内容に加え、事業の要綱等を掲載しています。
また擁壁コンサルタント派遣、土砂災害アドバイザー派遣、工事費助成に関する様式をダウンロードできます。

右記の2次元バーコードを読み取るか、下記URLを直接入力すると御覧いただけます。



擁壁・がけの総合的な
支援のご案内

【URL】https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kenchikuc01_001004_00002.html

「新宿区がけ・擁壁ハザードマップ」

新宿区内の「がけ・擁壁の位置」「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「大規模盛土造成地」「液状化の可能性がある地域」を掲載しています。

右記の2次元バーコードを読み取るか、下記URLを直接入力すると御覧いただけます。



新宿区がけ・擁壁
ハザードマップ

【URL】https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kenchikuc01_001009.html

地震・大雨への擁壁・がけの備えのすすめ

新宿区擁壁及びがけ安全化対策支援事業のご案内

令和7年度版／令和7年4月発行

印刷物作成番号 2025-1-4008

■編集・発行・お問い合わせ先

新宿区 都市計画部 建築指導課 指導係

160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

Tel 03-5273-3745 Fax 03-3209-9227

新宿区ホームページ

<https://www.city.shinjuku.lg.jp>